

第53回全国信用組合大会における全信中協渡邊会長の挨拶

はじめに

本日、ここに第53回全国信用組合大会を開催いたしましたところ、皆様方には、何かとご多用の中を全国各地より、このように多数のご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

特に公務ご多用の中、麻生副総理兼金融担当大臣、井原経済産業大臣政務官、黒田日本銀行総裁ならびに大村全国中小企業団体中央会会長をはじめ、多数のご来賓各位のご臨席を賜りまして、誠に光栄に存じます。

信用組合業界を代表いたしまして、厚く御礼申し上げますとともに、平素より私ども信用組合に深いご理解と変わらぬご支援を賜っておりますことを、ここに改めまして、感謝申し上げます。

ところで、今年は、4月に発生した熊本地震や、8月下旬から立て続けに上陸した台風などの影響により、各地に甚大な被害が出ております。また、10月初めには阿蘇山が噴火し、震災復興中の熊本県にさらなる被害が発生いたしました。

被害にあわれました地区の方々には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

信用組合の課題への取組みについて

本日は、これよりご来賓の方々のご挨拶を賜り、私ども信用組合の今後の経営の指針とさせていただきますと存じますが、それに先立ちまして、私から、信用組合が取り組むべき課題等につきまして、若干、申し述べたいと存じます。

《最近の経済情勢について》

まず、「最近の経済情勢について」でございます。

わが国の経済情勢につきましては、9月の月例経済報告によりますと、景気は、このところ弱さもみられるものの、緩やかな回復基調が続いているとのことでございます。

しかしながら、中小企業・小規模事業者については、夏から秋にかけての台風被害や天候不順による影響、また、個人消費の動きが鈍いことや、慢性的な人手不足による人件費の上昇などが足かせとなり、引き続き厳しい経営を余儀なくされております。

こうした中、政府は、リニア中央新幹線の整備や観光・農業などの成長分野へのインフラ整備などを盛り込んだ「未来への投資を実現する経済対策」と銘打った総事業規模28兆円に上る経済対策を策定し、先週、その裏付けとなる補正予算が可決・成立しました。

この中で、「主役は地方、目指すは世界」との志を掲げ、地域の元気を引き出す地方創生の本格展開に向けた取組みを推進するとして、「中小企業・小規模事業者向けの資金繰り等の支援」、「中小企業・小規模事業者の経営力強化・生産性向上支援」、「地方創生の推進」などを実施するとされております。

ぜひ、こうした地方の元気を引き出す施策を着実に実行していただき、政策効果が地方の中小企業・小規模事業者にも行きわたることを期待する次第でございます。

《地域経済の活性化への取組みについて》

次に、「地域経済の活性化への取組みについて」でございます。

地方においては、少子高齢化の進展による人口の自然減少に加え、地域基幹産業の衰退などが人口減少を加速化させているといわれております。

とりわけ、小規模事業者の減少が急速に進んでおり、仮にこのまま小規模事業者の活力が減退した場合、地域の雇用及び住民生活への影響など、地域社会に与える影響は極めて大きいと言わざるを得ません。

信用組合にとりましても、地域の動向は営業基盤の盛衰に直結するものであり、地方経済の活性化は自らの問題として取り組む必要があります。具体的な取組みは、取引基盤、地域環境、規模など置かれている状況により異なるものと思われませんが、地域の小規模事業者への資金の提供、創業支援、コンサルティングや販路拡大の支援などについて、外部機関を活用することを含めまして、できる限り取り組む必要があると考えております。

幸いにも、すでにこうした取組みを実践している信用組合が全国各地にございます。地域、業域、職域を問わず、それぞれの信用組合においても、従来の概念にとらわれることなく知恵を絞り、地域を活性化する取組みをさらに推し進めてまいりたいと存じます。

《信用組合の中長期ビジョンの推進について》

次に、「信用組合の中長期ビジョンの推進について」でございます。

本会では、本年4月に「信用組合の中長期ビジョン」を取りまとめました。

「信用組合の中長期ビジョン」は、少子高齢化の進展による人口の減少や大都市圏への一極集中など社会・経済構造が大きく変化する中で、原点に立ち返って信用組合の目指すべき姿を検討し、その認識を信用組合の役職員が共有することを目的として策定したものでございます。

私ども信用組合は、その歴史的な経緯からも、「相互扶助」を理念とする協同組織金融機関のルーツであります。その矜持を持ちつつ、社会・経済構造の変化とともに、「相互扶助」のあり方も変革が求められております。

社会構造の変化に適合した新たな相互扶助を構築することにより、組合員の成長・発展に寄与し、地域・業域・職域にとってなくてはならない金融機関としてその役割を果たすことで、信用組合の知名度とブランド力を向上させ、ひいては信用組合業界の発展につながることを期待するものであります。

関係ご当局への要望について

次に、折角の機会でございますので、関係ご当局に対しまして、ご配慮を賜りたい事項について述べさせていただきます。

《金融緩和政策等への対応について》

第一に「金融緩和政策等への対応について」でございます。

日本銀行は、9月の金融政策決定会合において、これまでの金融緩和策について総括的な検証を行い、資金供給量を目安にする今までのやり方に代わり、短期金利と長期金利を金融市場での操作目標とする金融緩和の新しい枠組みを決定されました。

今回はマイナス金利政策の深堀りが見送られたことにより、マイナス金利政策の更なる影響は回避されると思われませんが、市場金利が極めて低水準で推移していることから、私ども信用組合は、利鞘の更なる縮小を余儀なくされております。これに加え、特に地方においては、地銀等の借り換え攻勢が強まるなど、かつてない厳しい経営環境にあり、今後もこの傾向が続くことを覚悟せざるを得ません。

このような状況の下でも、私どもは、訪問活動を中心とした信用組合本来の渉外活動の強みを活かし、取引先のニーズをきめ細かく把握し、相談等に懇切に対応することで、借り換え攻勢に対抗していく必要があると考えております。

しかしながら、こうした取り組みにも自ずと限界があり、このような地域金融機関同士の低金利競争は、お互いに体力を消耗するだけであり、地域金融システムにとってもマイナスとなると思われます。

ご当局におかれましては、地域の金融秩序をみだすことなく、持続可能なビジネスモデルの構築について、適切に対応していただくよう、お願い申し上げます。

《ゆうちょ銀行の預入限度額の再引上げ等の問題について》

第二に、「ゆうちょ銀行の預入限度額の再引上げ等の問題について」でございます。

ゆうちょ銀行の預入限度額につきましては、郵政民営化委員会の所見を踏まえ、本年4月に1,000万円から1,300万円に引き上げられたばかりでございます。にもかかわらず、マスコミ報道によれば、自民党の「郵政事業に関する特命委員会」では、預入限度額の再引上げや新規業務の参入について議論するとされております。

ゆうちょ銀行は、株式の過半を国が保有し、完全民営化の道筋が見通せない状況にあります。

このような中で、ゆうちょ銀行の預入限度額の再引上げや新規業務等への参入の動きは、地域金融機関と連携し、地方創生や地域の活性化に貢献していくとの流れに水を差すことになりかねないと考えております。

また、完全民営化の道筋が見通せない中で、このようなことが現実化した場合には、信用組合をはじめ、地域金融機関の経営や地域の金融システムに重大な影響を与え、小規模事業者等への円滑な資金供給にも支障を生じさせるおそれがあります。

当局におかれましては、引続き、私どもの主張にご理解をいただくとともに、ご支援賜りますようお願い申し上げます。

《金融仲介機能に係るベンチマークについて》

第三に「金融仲介機能に係るベンチマークについて」でございます。

先般、金融仲介機能に係る新たな評価基準としてベンチマークが公表されました。

信用組合業界としては、事業性評価に基づく融資やコンサルティング機能を一層強化することにより、地方創生、地域活性化を自らの重要な課題として捉え、積極的に取り組んでいるところでございます。

このベンチマークは、金融仲介機能に係る自身の取り組みを客観的に評価する上で、有効だと考えます。しかしながら、信用組合におけるベンチマークの諸計数等に関する当局の評価や具体的な運用につきましては、信用組合の取引の実態やその特性にご配慮頂き、弾力的な対応を行っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

《税制改正要望の重点事項について》

第四に「税制改正要望の重点事項について」でございます。

まず、「協同組合等にかかる法人税の軽減税率の引下げについて」は、昨年度の税制改正大綱で「協同組合制度の趣旨を踏まえ、今般の法人税改革の趣旨に沿って、引き続き検討を行う」とされ、残念ながら実現できませんでした。このため、一般法人向けの実効税率が2年連続で引き下げられることとなり、私ども信用組合との税率格差が縮小する結果となっております。

信用組合が本来の社会的使命である中小企業、小規模事業者等への金融仲介機能を十分に果たしていく上でも、これまでの税率格差は維持する必要がある、かつ、制度の存続が必要であります。

本年度の税制改正においても、引き続き「法人税の軽減税率の引き下げ及び制度の維持の実現」を求めて参りたいと考えておりますので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

また、同じく重点項目として「全信組連からの受取配当金の益金不算入割合の引上げ」を要望しております。本件は、平成27年度の税制改正により、全信組連からの受取配当は、その出資の目的が、投資目的扱いとされ、益金不算入の割合が50%から20%に引き下げられました。全信組連への出資は、協同組織の特性、性質から、投資目的でないことは明白であり、その特性に応じた益金不算入割合が適用されますよう、要望の主旨をご理解の上、ご支援をお願い申し上げます。

おわりに

以上いろいろ申し上げましたが、私ども信用組合は、相互扶助を基本理念とする協同組合組織の金融機関として、大変厳しい環境下ではありますが、引き続き、業界関係者が一致団結して、組合員や利用者である中小企業・小規模事業者、生活者に対する金融の円滑化とともに、一層の金融サービスの向上に取り組んで参る所存でございます。

どうか、本日ご臨席の関係各位におかれましては、私ども信用組合の様々な取り組みに対しまして、深いご理解を賜りますとともに、今後とも、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。